

請 願 文 書 表

| | |
|------------------|---|
| 受理番号 | 請 願 第 9 号 |
| 件名 | 児童扶養手当減額の見直しを求める意見書の提出について |
| 紹介議員 | 小林義昭, 風間ルミ子 |
| 要旨 | <p>2002 年の母子及び寡婦福祉法等の改正により, 児童扶養手当の受給から5年後または資格取得から7年を経過したら, 手当の減額が 2008 年度から行われる予定です。既に 2002 年の改正で母子家庭の半数が減額され, 2006 年には国庫負担率が4分の3から3分の1に削減され, 今でも苦しい母子の暮らしを直撃しています。</p> <p>2003 年度からの母子家庭等自立支援対策にのっとり各自治体の自立支援事業はいまだに取り組みされていない自治体も多く, 職業紹介をされても非正規の仕事, 住宅事情は改善せず, 安定した暮らしを営む助けになっている現状ではありません。</p> <p>母子家庭の母親の就労は 83% (うち非正規は 49%), 平均収入は子供のいる世帯の平均年収の約 30%です。児童扶養手当は, 仕事と暮らしを両立させて子供を育てていく上で大きな支えとなっています。2002 年の法律改正の際の付帯決議を守り, 母子家庭が安心して子育てができ, 生活できるよう要請するとともに, 下記の事項について, 地方自治法第 99 条の規定に基づき, 意見書を国の関係機関へ提出していただくようお願いいたします。</p> <p>(裏面につづく)</p> |
| 付託 年月日 委員会 | 平成19年 9月18日 市民厚生常任委員会 |
| 受 理 | 平成19年 9月12日 第11117号 |

請願第9号

| | |
|--|--|
| | <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 児童扶養手当の5年間受給後または資格取得7年経過後の減額はしないこと。1 2002年の付帯決議を守り国の責任で実施の促進を図ること。 |
|--|--|